

要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を介護給付として
継続することについての意見書

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付から外し、市町村が実施する「新しい地域支援事業」に移行する方針を示した。この地域支援事業は、市町村が地域の実情に応じて行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任せられ、人員や運営基準もなくなるため、給付内容で自治体間の格差がつき、介護の質の低下などが懸念される。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちである。

掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。

また、65歳以上の15%は認知症であり軽度認知症障害は13%と発表されている。高齢者の4人にひとりには認知症といわれる現在、根治薬はなく、初期の専門的ケアで重度化させないことが大切である。

このように、要支援者を対象とした介護予防事業をしっかりと進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができる。

しかし、要支援者を保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生じることになる。

よって、今後高齢者が増える中で、安心して介護給付が受けられるよう下記の事項について強く要望する。

記

1. 要支援者に対する給付を地域支援事業に移行せず、今までどおり介護予防給付で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

小 浜 市 議 会